# 役員報酬等規程

学校法人 山村学園

## 学校法人山村学園 役員報酬等規程

## 第1章 役員の範囲

- 第1条 役員は次のとおり 9名とする。
  - (1) 理事 7名
  - (2) 監事 2名

## 第2章 評議員の範囲

- 第2条 評議員は次のとおり 15名とする。
  - (1)山村学園短期大学学長、山村学園高等学校校長、

山村国際高等学校校長のうちから選任したもの 2名

(2)職員代表 4名

(3) 理事互選 2名

(4) 卒業生代表 4名

(5) 学識経験者 3名

### 第3章 役員の報酬

- 第3条 この規程においては、理事の身分を待遇上次のように区分する。
  - (1) 常任理事

理事の職務に専任し、常時勤務することを原則とする理事。

(2)兼務理事

本学園の教職員で、理事の職務を兼務する理事。

- (3) 非常勤理事
  - 学園外に本務を有するか、又は常時勤務を要しない理事。
- 第4条 役員の報酬は、年俸とし次のとおりとする。但し、常任理事、非 常勤理事(甲)の報酬は、月俸として支払うことができる。
  - (1) 常任理事

年額 20,000,000 円の範囲内において理事会が定める。

(2) 非常勤理事(甲)

年額 3,600,000 円の範囲内において理事会が定める。

(3) 非常勤理事(乙)

年額 500,000円の範囲内において理事会が定める。

(4) 監事

年額 500,000円の範囲内において理事会が定める。

- 2 理事会の定める額は、別表1のとおりとする。
- 第5条 役員の報酬は、年度の中途において新たに就任し、又は退任した場合は、新たに就任した日の属する月から年度末までの期間、又は4月から退任の日の属する月までの期間に対応する月数に応ずる月俸を支給する。

## 第4章 役員及び評議員の手当等

第6条 理事会及び評議員会、その他重要な会議に出席した場合は、会議 手当として10,000円と旅費交通費(実費額)を支払うものとする。

#### 附則

この規程の改正は、理事会の承認を必要とする。

この規程は、昭和59年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成元年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成11年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 9月11日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表1

常任理事	非常勤理事 (甲)	非常勤理事 (乙)	監	事	評議員
理事会が定める	3,600,000円	200,000円	150,000 円		0 円

但し、教職員の兼務理事は、平成13年度から無報酬とする。